

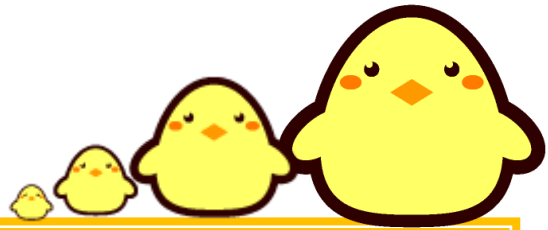


令和5年度

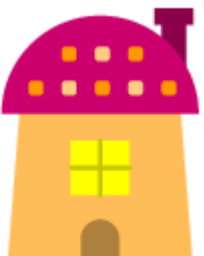
令和4年4月1日改定

在園中保管書類

入園のしおり



認可保育所
東野川保育園
みんなの家



〒201-0002

東京都狛江市東野川四丁目9番7号

☎ 03-3430-8778

FAX 03-3430-8778





もくじ

社会福祉法人純生喜狛会の概要	2
園の概要	3
園の開所・体制 / 利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項	4
職員の職員数と仕事の内容 / 虐待の防止について	5
東野川保育園みんなの家での生活	6
年間行事予定表	7
保育料・延長保育について	8
東野川保育園みんなの家における延長保育に関する施行規程	9
延長保育利用申込書兼承諾書	10
個人情報保護方針	11
災害対策・緊急時の対処方法について	12
保健衛生について	13
保育園でよくみられる感染症名	14
予防接種について	16
新型コロナウイルスについて	17
薬の取り扱いについて	18
意見書（登園可能と判断した意見書及び登園届）	20
葉連絡票	24
かみつき・ひっかけについて/防災・防犯訓練について/園児の保険について	25
給食について	26
登降園・保育について	27
保育内容に関する相談・苦情	28
送迎時の安全管理	29
入園時提出書類	30
見取図（保育園舎）	31
案内図（広域地図・園近隣図）	32

社会福祉法人 純生喜狗会の概要



【設置者名】 理事長 清水弥生

【設置者経歴】 保育士資格取得後、児童養護施設にて勤務。その後、モンテッソーリ教育について学び、幼稚園・小学校受験に向けた幼児教室にて勤務。

モンテッソーリ教育の指導を通し、子どもの成長、教育などに長年関わり、自らの子育てしながら働いた経験も活かしながら、親身になり、保護者の相談役としても活躍。

家庭福祉員を経験した後に、家庭的な環境の東京都認証保育所「喜多見こどもの家」「一の橋こどもの家」を開園。2013年に一般社団法人。2014年には一般財団法人を設立。

地域からの多くの信頼を得て、2014年12月に狛江市東野川の地に認可保育園「東野川保育園みんなの家」を開園するに至りました。

なお、2019年12月1日より「社会福祉法人純生喜狗会」認可を頂き、2020年4月1日から社会福祉法人純生喜狗会として「東野川保育園みんなの家」を運営開始しています。

【事業の目的】 近年、女性の社会進出が増え、管理職や会社経営など我が国の発展に貢献する方も増えてきました。また男性の育児への参加など多様な育児の形が存在し少子化が進み児童人口が減少してくる一方、ますます保育園需要が増えています。その多様化する育児を踏まえ、延長保育や低年齢保育などの実施による保育を展開・提供することが私ども保育園を運営するものの役目と考えております。その思いがある中、東京都認証保育所「喜多見こどもの家」「一の橋こどもの家」では長期に渡り適切な保育水準を確保し、地域の子育て支援を総合的に推進し、児童の福祉の向上を図ることを実行して参りました。その評価を受け、私立認可保育園「東野川保育園みんなの家」を開園し、地域の皆様が少しでも笑顔で過ごせる強い味方になれる保育施設運営を目指しています。

【運営方針】 未来を担う子どもたちが笑顔輝く時代を過ごせるよう保護者の方、地域の方々が充実して生きて欲しい。そんな願いをもとに、地域の子育ての要求に添い育児に悩む方々の力添えをしていきたいと思っております。これまでの保育経験を活かした創意工夫による子育て支援を進めることで、地域に根付く保育施設運営を目指します。

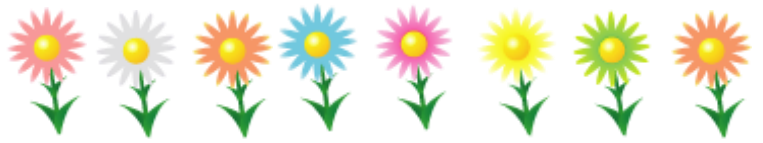
【名前の由来】

☆純生喜狗会 … こどもたちが純粋に育ち、生まれた生命を授かったことを喜んでくれて、生まれた地を愛して欲しいという思いで名づけました。

☆みんなの家 … お預かりする子どもだけでなく、子ども一人ひとりを取り巻く人々みんなにとっての「家」でもある場を目指しております。



園の概要



- 【運営主体・代表者】 社会福祉法人純生喜狛会 理事長 清水弥生
【所在地】 狛江市駒井町3-36-1
【連絡先】 03-3480-1106
- 【施設名】 東野川保育園みんなの家
【所在地】 狛江市東野川4-9-7
【連絡先】 TEL 03-3430-8778 FAX 03-3430-8778
【施設長】 片野 恭子
- 【開園年月日】 平成26年12月1日
社会福祉法人純生喜狛会運営開始
令和2年4月1日
- 【定員】 60名
… ちゅーりっぷ組 (0.1歳児) 12名
… つくし組 (2歳児) 10名
… ひまわり組 (3~5歳児) 38名
- 【規模】 敷地面積…398.73㎡ 延べ面積…298.80㎡
【構造】 木造2階建て(準耐火構造)
- 【開所時間】 7:00~21:00
(延長保育時間:18:00~21:00含む)
- 【入所対象児】 生後57日目~就学前
- 【事業概要】 延長保育…18:00~21:00
一時保育… 9:00~17:00
- 【職員体制】 施設長(園長) 1名
主任保育士 1名
常勤保育士 8名以上
非常勤保育士 1名以上
栄養士、調理員 2名以上
事務員 1名



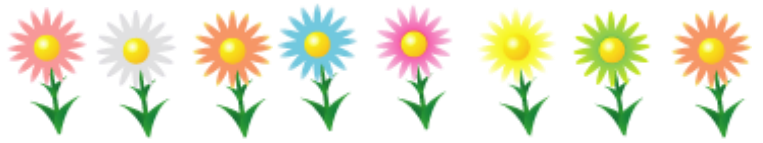
【設置者が過去に事業停止命令または施設閉鎖命令を受けたか否かの別】

(無) ・ 有 (年 月 日)

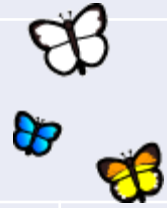
【職員の研修実施状況】

東京都・狛江市主催の研修を受講、また園内でも研修を実施し、スキルアップを図っております。

園の開所・体制



保育時間	7時00分～18時00分 18時00分～21時00分（延長保育）							
休園日	日曜・祝祭日 年末年始（12月29日～1月3日） その他、特殊な事態（伝染病・非常災害）発生時							
クラス構成	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	クラス名	ちゅーりっぷ		つくし	ひまわり			3クラス
	定員	3	9	10	12	13	13	60名
	基準職員数	1	1.5	1.6	0.4	0.4	0.4	6名



※保育士の園児に対する必要数は、

0歳児＝園児3人：職員1人、1,2歳児＝園児6人：職員1人、3歳児＝園児20人：職員1人
4,5歳児＝園児30人：職員1人、加配保育士1人（国・狛江市基準）となっております。

※開所閉所時間には必ず職員2名配置されておりますが早朝保育時間・延長保育時間は保育児童数に担う配置職員数となります。



※各クラスに担任の先生は配置されますが、シフト勤務の関係で必ずしも担任が毎日保育に入るとは限りません。

利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

- 1、当園の利用は、市区町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、かつ、市区町村から教育・保育の実施について委託を受けたときに開始されます。
- 2、当園の利用開始にあたり、重要事項を記載した書面（入園のしおり）をもとに、保護者とその内容の確認を行います。
- 3、当園の子どもが次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとします。
 - (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市区町村が利用を取消ししたとき。
 - (2) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。
 - (3) 市区町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

職員の職種員数と仕事の内容



職種	員数	仕事の内容
施設長(園長)	1名	保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
主任保育士	1名	主任保育士は、園長を補佐し、保育内容について保育士を統括します。
保育士(常勤) 保育士(非常勤)	8名以上 1名以上	保育士は、保育計画及び保育課程の立案と計画をし、保育課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行います。
調理員 (栄養士含む)	2名以上	子どもの発達段階に応じた献立を作成するとともに、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行います。
事務職員	1名	園の事務手続き等を行います。
嘱託医	1人(嘱託)	当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断を行います。
嘱託歯科医	1人(嘱託)	当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診を行います。

虐待の防止について



- 1、当園では人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備をしています。
- 2、当園では職員による子どもに対する虐待等の行為を禁止しています。
- 3、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を実施しています。
- 4、その他、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置を取ります。

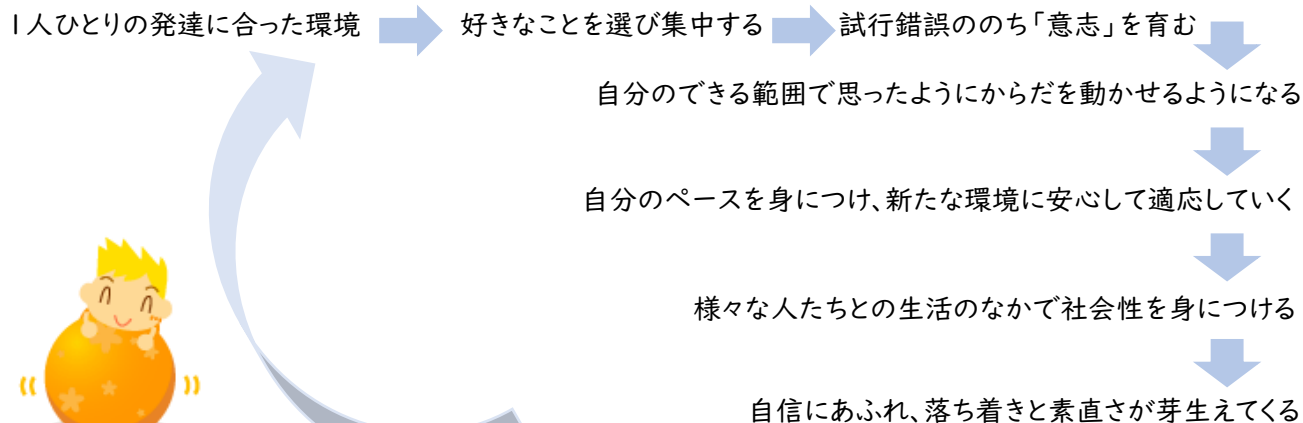


時間	0・1歳児クラス	2歳児以上クラス
7時頃	登園・視診・検温・口頭連絡・連絡帳確認	登園・視診・検温・口頭連絡・連絡帳確認
8時頃	オムツ替え・ベッドで静かに寝たり、指先機能を使った遊びなどからあやしてもらう(水分補給)	朝の準備・トイレトレーニング・好きな遊具で遊ぶ(水分補給)
9時頃	外気浴・日光浴・オムツ替え・授乳(飲みたがるとき~3時間おき)	朝の会(体操・歌・活動)・トイレトレーニング
10時~11時頃	睡眠(目を覚ましていれば外気浴やあやしてもらう)	日々の活動 室内や戸外で遊ぶ(五感教育を含める)
11時~12時頃	オムツ替え・沐浴(目を覚ましていれば着替え・身体清潔)・指先機能を使った遊びなどからあやしてもらう	トイレトレーニング・食事 午睡準備(着脱) 個々の興味ある教具によるトレーニング
13時頃	オムツ替え・授乳・睡眠	午睡
15時頃	(目覚めていれば) オムツ替え・水分補給・体操・沐浴・外気浴	順次起床・着脱・トイレトレーニング・おやつ・好きな遊具で遊ぶ
16時頃	お帰りの会(体操・音楽・五感を使った活動)・お帰りの支度・順次降園	
17時頃	順次降園	
18時~21時頃	延長保育 お帰りの支度	



※ 毎月各4回体操・音楽教室を実施 (3・4・5歳児対象)

☆学びのサイクル☆



年間行事予定表

	行事名	避難訓練	健康診断
4月	入園式	地震・消火訓練	0,1,2歳児内科健診
5月	子どもの日の集い	火災・消火訓練	0,1,2歳児内科健診
6月	衛生指導	地震・消火訓練	内科健診① 歯科検診
7月	夕涼み会 プール遊び開始	火災・消火訓練	0,1,2歳児内科健診
8月	プール遊び お泊り保育(5歳児)	地震・消火訓練	0,1,2歳児内科健診
9月	引取訓練 遠足	総合訓練 (引き取り訓練含む)	0,1,2歳児内科健診
10月	ハロウィーン 合同運動会	地震・消火訓練	0,1,2歳児内科健診
11月	お店屋さんごっこ	火災・消火訓練	0,1,2歳児内科健診 歯科検診
12月	クリスマス 餅つき	火災・消火訓練 (洪水時避難訓練)	内科健診②
1月	正月あそび	地震・消火訓練	0,1,2歳児内科健診
2月	節分豆まき 発表会	火災・消火訓練	0,1,2歳児内科健診
3月	ひな祭り 卒園式	総合避難訓練 (消火訓練含む) 不審者対応訓練	新入園児の健康診断 0,1,2歳児内科健診

- ・健康診断は園医によるものです。(別に毎月身体測定を行っています。)
- ・健康診断や身体測定の結果は児童票及び連絡帳に随時記載いたします。
- ・誕生日月にはお誕生日会を行っております。
- ・毎月の保育計画や行事につきましては毎月の園便りに記載しております。
- ・懇談会、保育参観等の保護者が参加する行事もあります。
- ・年間行事につきましては予定の為、内容が変更になる場合があります。

保育料・延長保育について



- ・保育料は狛江市から提示のあった金額を、狛江市にお支払いする形になります。詳細は狛江市役所子ども家庭部児童育成課幼児教育・保育係お問い合わせください。
- ・東野川保育園みんなの家では、保護者の多様化する就労形態に対応するため、延長保育を実施しております。

◆要件

- ・お迎えが18時00分までに間に合わない場合。
(18時を1分でも過ぎましたら延長保育料が発生致します。)
- ・1歳児以上
(0歳クラスでも、1歳の誕生日を迎えた月の翌月から利用できますのでご相談ください。)

◆登録手続きについて

- ①勤務証明書(父・母)
- ②延長保育申請書

※延長保育申請書は毎年申請が必要となります。

※緊急の延長保育の回数が多い場合は登録手続きをして頂きます。



	品目	区分	単価(円)	
①	延長保育料(1時間) 18:00~19:00	日につき	500	
		月	2,500	
	延長保育料(2時間) 18:00~20:00	日につき	1,000	
		月	4,500	
	延長保育料(3時間) 18:00~21:00	日につき	1,500	
		月	6,000	
②	夕食/補食・副食費(月 4,500円3歳児以上対象 児のみ)	区分	離乳食以上	0歳児(ミルク)/ 捕食
		日につき	300	150
		月	6,000	3,000

※保育短時間認定の方は、10分に付き100円となります。

※原則、閉園時間を超えてのお預かりはしていません。

天災時等のやむを得ない場合につきましては、必ずご連絡をお願い致します。

閉園後の延長保育料につきましては10分400円となりますのでご了承ください。

◆延長保育料のお支払方法について

延長保育料は原則として現金振込になります。

現金振込払 納付期限:毎月10日(土日祝日の場合は、翌日、翌々日)

【指定口座 三井住友銀行喜多見支店 普通口座:2147362】



東野川保育園みんなの家における延長保育に関する施行規程

第1条.【目的】

この規程は、東野川保育園みんなの家（以後、保育園）における延長保育に関する規則を定めることを目的とする。

第2条.【対象児童】

延長保育の対象児童は、保育園に保育されている満1歳以上の児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。但し、満1歳未満であっても、園児の状態、家庭環境等により、施設長と相談の上、延長保育が必要と認められた場合には、利用することができるものとする。

- (1) 保護者の就労状態、通勤時間等により、延長保育が真に必要であると認められる者
- (2) その他施設長が必要と認める者

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する児童は、延長保育を受けることができない。

- (1) 感染性の疾病を有する者
- (2) 心身が虚弱で延長に耐えられないと認められる者
- (3) その他施設長が延長保育を不相当と認めた者



第3条.【延長保育の申し込み】

延長保育を受けようとする児童の保護者は、施設長に申し出て承認を受けなければならない。

第4条.【延長保育の決定】

施設長は申し込みを受けたときは、速やかに当該申し込みの内容を審査のうえ延長保育の可否を決定し、延長保育承諾（不承諾）を保護者に通知するものとする。

第5条.【延長保育の解除】

延長保育を受けている児童が次の各号のいずれかに該当した場合は、延長保育を解除する。

- (1) 延長保育を受けている理由が消滅した場合又はその理由がないことが判明した場合
- (2) 保護者から延長保育解除の申し出があった場合
- (3) 保育園を退園した場合

2. 解除を行ったとき施設長は、保護者に知らせなければならない。

3. 延長保育を受けている児童の保護者は、当該月分の延長保育料を毎月10日までに保育園の指定口座へ入金しなければならない。（10日が土日、祝日の場合は翌営業日）

第6条.【施行期日】

令和2年4月1日

延長保育利用申込書兼承諾書

令和 年 月 日

東野川保育園みんなの家 施設長 あて

保護者 住所

氏名

次のとおり延長保育の利用を申し込みます。

① 利用児童氏名

	氏名	性別	生年月日	クラス名
児童名		男・女		
児童名		男・女		
児童名		男・女		

② 保護者の勤務先名及び電話番号

氏名	続柄	勤務先名	勤務先電話番号
	父		
	母		

③ 延長保育の利用期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

④ 延育利用時間(いずれかに○をしてください。)

種別	○をつける	月曜日～金曜日の登降園時間	土曜日の登降園時間
1時間延長保育(18:00~19:00)			
2時間延長保育(18:00~20:00)			
3時間延長保育(18:00~21:00)			

⑤ 申し込み理由(○をしてください)

18:00までに迎えに行くことができない理由	母 ・ 正規の就業時間が遅いため ・ 残業が常態的であるため ・ 育児時間又は育児短時間勤務が終了するため ・ その他()
18:00までに迎えに行くことができない理由	父 ・ 正規の就業時間が遅いため ・ 残業が常態的であるため ・ 育児時間又は育児短時間勤務が終了するため ・ その他()

⑥ 保育園記入欄

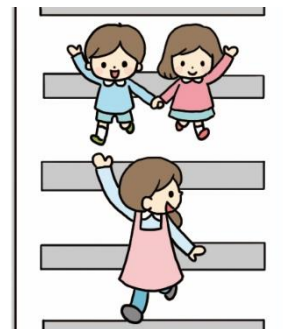
延長保育利用承諾書

上記の申込み内容を確認し、 年 月 日 ~ 年 月 日の延長保育利用を承諾いたします。
 ・ ご都合によりお迎えの方が変わる場合は必ず保育園にお知らせください。
 ・ 勤務先や職場が変更になった場合は保育園までご連絡ください。
 ・ 延長保育利用期間であっても、日によってお仕事が早く終わった時は、早めのお迎えをお願いします。

年 月 日

東野川保育園みんなの家 施設長 印

個人情報保護方針



- 1、当園では個人情報を取り扱うにあたり、その目的を特定します。
- 2、個人情報の取得に当たっては、事前に本人(保護者)の同意を頂きます。
- 3、個人情報の取り扱いは『目的の範囲内』で行います。
- 4、お預かりした個人情報は漏えい、滅失、き損などを防止するため、適正な管理・更新を行います。
- 5、事前に本人(保護者)の同意を頂くことなく、個人情報の第三者への提供を行いません。
- 6、第三者へ提供した個人情報に関しては、目的外の利用が無いよう、管理を行います。
- 7、個人情報の開示・訂正・苦情に対して窓口を設け、申し出があった際には適切かつ速やかに対応します。

個人情報保護管理者 片野 恭子(施設長)
連絡先:03-3430-8778

- 8、当園の職員(ボランティア等の従事者を含む)はコンプライアンスに努め、個人情報の内容を第三者に漏洩、または不当な目的のために利用することはありません。



災害対策・緊急時の対処方法について

<p>非常災害時対策</p>	<p>①毎月1回非常災害時を想定して避難訓練を行っております。 ②防災対策施設設備(緊急避難場所確保) ③防犯対策出入口に防犯監視システム設置 ④非常通報装置、自動火災報知器設置 ⑤施錠機能付玄関設置 ⑥市区町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の施設は避難確保計画を作成し市区長へ提出及び避難確保計画で定めた避難訓練を実施しています。 ★安全計画について・・・安全計画に基づき、安全点検・安全指導に取り組んでいます。職員への研修及び訓練も実施しております。</p>
<p>第一避難場所 広域避難場所 防火管理責任者 防火設備 食品衛生管理責任者</p>	<p>粕江第四中学校 多摩川河川敷 片野 恭子 消火器・誘導灯・三方向避難口・緊急避難場所設置 宇佐美 佳子</p> 
<p>緊急時の対策方法</p>	<p>保育中に子どもの容態に変化が生じた場合には緊急連絡票記載先及び嘱託医に連絡いたします。もし、保護者との連絡が取れない場合には子どもの安全を最優先して対処いたしますので予めご了承ください。</p>
<p>緊急時対応病院</p>	<p>名前 東京慈恵会医科大学附属第三病院 (粕江市和泉本町4-11-1 TEL:03-3480-1151)</p>
<p>救急隊</p>	<p>粕江消防署 (粕江市和泉本町1-23-10 TEL:03-3480-0119)</p>
<p>警察署</p>	<p>調布警察署 (調布市国領町2-25-1 TEL:042-488-0110)</p>
<p>病気保育について</p> 	<p>①感染症につきましては、P13「感染症の病気の場合」、P14～P16「保育園でよく見られる感染症」をご参照ください。 ②保育園中に発熱した場合につきましては、P13「保育衛生について」をご参照ください。</p>
<p>お薬について</p>	<p>P18～P19の「薬の取り扱いについて」をご参照ください。</p>
<p>登園前の健康状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登園前の検温時に体温が37.5度未満であることが受託の基準となります。 ・前日及び当日の朝に異常が見られた場合は、必ず登園時に受け入れの職員へ口頭でお伝えください。 ・37.5度に満たない場合でも、お子様が「元気がない」「だるそう」など発熱以外にも普段と違う場合は必ず職員へお伝えください。 ・乳児は発熱以外の嘔吐・下痢の症状から短時間で重篤となる恐れがありますので、勤務中でも緊急連絡が必ず出来る体制を整えておいて下さい。

健康管理（下記の結果は、異常を認めた場合のみご連絡を致します。）

- ・内科健診：3・4・5歳児 年2回（6月頃と12月頃を予定）実施
0・1・2歳児 毎月実施
- ・身体測定：毎月実施
- ・歯科健診：年2回（6月頃と11月頃を予定）実施

病気の場合

【感染症の病気の場合】

集団生活において感染症が発生すると、瞬く間に園全体に広がります。感染症が発生した際には、その都度伝染病の発生を掲示し、ご連絡致します。感染症の疑いがあるお子様は、自己判断せず、必ず病院へ行き、医師の指示に従ってください。特に1歳児未満のお子様の場合、園がお預かりする状態ではないと判断した場合は、ご自宅で静養して頂くことがあります。ご協力の程、宜しくお願い致します。

万が一お子様が感染症にかかれた場合には、その種類によって「登園届」（P22）または「意見書」（P20）のどちらかを提出後登園となります。なお、その種類につきましては、サンプルを綴じてございますのでご確認の上、コピーしてお使い下さい。また、病院の所定の用紙でも構いません。

【発熱の場合】

お預かりしているお子様が保育中に発熱した場合、その日の機嫌、食欲などにより、保護者の方にお迎えのご連絡を差し上げます。その際は、速やかなお迎えをお願い致します。なお、38.5度以上の高熱が出た場合の翌日は、ご家庭で様子を見ていただく事をお勧めいたします。

【下痢・嘔吐、咳がひどい場合】

下痢・嘔吐がひどい場合、小さいお子様ですとひどい時には脱水症状を起こす可能性があります。咳もまたひどく体力を消耗してしまいます。風邪による下痢・嘔吐の場合は感染力が強く、他児への感染を防ぐ意味でも症状が治まるまでお休みをお願い致します。また、必ず病院へ受診して頂き、P14～に記載の感染症に罹られた場合には「登園届」をご持参くださいますようお願い致します。

【その他】

- ・その他の病気（中耳炎、とびひ、湿疹等）については、お子様の状態を見ながら園生活に支障がないかどうか医師の判断のもと、お預かり致します。
- ・夜～朝にかけての様子や食欲等は、連絡帳（育児日記）や口頭で詳しくお伝え下さい。

※緊急連絡先が変更になった場合には、すみやかに保育園にお知らせ下さい。

【保育園でよくみられる感染症名】

- ◆麻疹(はしか)
「麻疹ウイルス」
 - … [潜伏期間] 8~12日間
 - [感染経路] 空気感染・飛沫感染・接触感染
 - 症状: 熱、咳、くしゃみ、目やに、目の充血(風邪に似ている)
 - その後、口内に白い斑点(コプリック斑)、体中に発疹、高熱
 - [登園停止期間] 解熱後、3日を経過するまで。(登園許可証必要)

- ◆風疹(三日はしか)
「風疹ウイルス」
 - … [潜伏期間] 14~21日間
 - [感染経路] 飛沫感染
 - 症状: 発熱、鼻炎、頭痛、リンパの晴れ、発疹
 - [登園停止期間] 発疹が消失するまで。(登園許可証必要)

- ◆水痘(みずぼうそう)
「水痘・
帯状疱疹ウイルス」
 - … [潜伏期間] 11~24日間
 - [感染経路] 空気感染・飛沫感染・接触感染
 - 症状: かゆみや水疱を伴う、赤い発疹→その後、かさぶた
 - [登園停止期間] 全ての発疹が黒褐色になるまで。(登園許可証必要)

- ◆流行性耳下腺炎
「ムンプスウイルス」
 - … [潜伏期間] 14~18日間
 - [感染経路] 飛沫感染・接触感染
 - 症状: 耳下腺(耳の下)の腫れと痛み、発熱
 - [登園停止期間] 耳下線の腫れが治るまで。(登園許可証必要)

- ◆百日咳
「百日咳菌」
 - … [潜伏期間] 7~10日間
 - [感染経路] 飛沫感染・接触感染
 - 症状: 特に夜間、犬の遠吠えのような激しい咳が連続しておこる。痰、嘔吐。
 - [登園停止期間] 特有の咳が消失し、全身の状態が良好であること。
(登園許可証必要)

- ◆インフルエンザ
「インフルエンザ
ウイルスA
(ソ連型、香港型)・
B型」
 - … [潜伏期間] 1~3日間
 - [感染経路] 飛沫感染・接触感染
 - 症状: 高熱、頭痛、咳、関節痛
 - [登園停止期間] 発症後最低5日間かつ解熱後、3日を経過するまで。
(登園許可証必要)

- ◆咽頭結膜熱(プール熱)
「アデノウイルス
3, 4, 7, 11型」
 - … [潜伏期間] 5~7日間
 - [感染経路] 飛沫感染・接触感染
 - 症状: 高熱、目の充血、喉の痛み
 - [登園停止期間] 主要症状が消退した後2日を経過するまで。
(登園許可証必要)

- ◆流行性角結膜炎
(はやり目)
「アデノウイルス主に
8, 19, 37型」
 - … [潜伏期間] 5~12日間
 - [感染経路] 接触感染
 - 症状: 目の充血、目やに、涙目
 - [登園停止期間] 症状がなくなるまで。(登園許可証必要)

- ◆溶連菌感染症
「A型β溶血性連鎖
球菌」
 - … [潜伏期間] 2~5日間
 - [感染経路] 飛沫感染・経口感染
 - 症状: 高熱、喉の痛み、腹痛→その後、細かい発疹、舌がイチゴのようになる。
 - [登園停止期間] 抗菌薬服用後、24時間~48時間経過し、全身状態が良好である。(登園許可証必要)

- ◆マイコプラズマ肺炎
「マイコプラズマ・ニューモニア」
… [潜伏期間] 14~21 日間
[感染経路] 飛沫感染・接触感染
症状: 発熱、頭痛、乾いた咳→その後、咳は強くなり、長く続く。
熱は高熱が続く時と微熱の時がある。
[登園停止期間] 発熱や激しい咳が治るまで。(登園許可証必要)

- ◆ウィルス性胃腸炎
「ロタウイルス、ノロウイルス、アデノウイルス等」
… [潜伏期間] 1~3日間
[感染経路] 糞口感染・接触感染・食品媒介感染
症状: 嘔吐、下痢、発熱
[登園停止期間] 症状が改善し普段の食事が出来る。
(登園許可証必要)

- ◆手足口病
「コクサッキーウイルス A16 型 エンテロウイルス 71 型等」
… [潜伏期間] 3~5日間
[感染経路] 飛沫感染・接触感染・糞口感染
症状: 手のひら、足、口内の発疹、小さい(米粒くらい)の水疱、発熱
[登園停止期間] 解熱後、1日以上経過し、普段の食事が出来る。
(登園許可証必要)

- ◆ヘルパンギーナ
「コクサッキーウイルスA群 エコーウイルス」
… [潜伏期間] 2~4日間
[感染経路] 飛沫感染・接触感染・糞口感染
症状: 発熱、口内の水疱
[登園停止期間] 解熱後、1日以上経過し、普段の食事が出来る。
(登園許可証必要)

- ◆伝染性紅斑(りんご病)
「ヒトパルボウイルスB19」
… [潜伏期間] 10~12日間
[感染経路] 飛沫感染
症状: 頬に蝶形の紅斑、手足の発疹
[登園停止期間] 症状が改善し全身状態が良好である。

- ◆突発性発疹
「ヒトヘルペスウイルス 6 及び7 型」
… [潜伏期間] 約10日間
[感染経路] 飛沫感染・経口感染・接触感染
症状: 2~3日続く高熱→解熱後、発疹
[登園停止期間] 解熱後、1日以上経過し、全身状態が良いこと。

- ◆RS ウイルス感染症
「RS ウイルス」
… [潜伏期間] 2~8日間
[感染経路] 飛沫感染・接触感染
症状: 鼻水、咳、発熱
[登園停止期間] 呼吸器症状がなく、全身状態が良い。
(登園許可証必要)

- ◆伝染性軟属腫(水いぼ)
「伝染性軟属腫ウイルス」
… [潜伏期間] 2~7週間
[感染経路] 接触感染
[登園停止期間] かきこわし傷から液が出ている時は被覆する。

- ◆伝染性膿痂疹(とびひ)
「A群β溶血性連鎖球菌・黄色ブドウ球菌」
… [潜伏期間] 2~10日間
[感染経路] 接触感染
[登園停止期間] 皮膚が乾燥しているが、湿潤部位が被覆できる程度のものであること。(登園許可証必要)

- ◆頭じらみ
… [潜伏期間] 10~14日間
[感染経路] 接触感染・直接接触した衣服、寝具を介する感染。
[登園停止期間] 病院に受診し、駆除を開始している、又は成虫がみられないこと。(登園許可証必要)

- ◆結核「結核菌」
 - … [潜伏期間] 数ヶ月～2年
 - [感染経路] 空気感染
 - 症状: 咳・痰・発熱が2週間以上続く。乳幼児は重症化しやすい。
 - [登園停止期間] 症状により、医師において感染の恐れがないと認められるまで。(登園許可証必要)

- ◆腸管出血性大腸菌感染症
 - … [潜伏期間] 3～8日間
 - [感染経路] 経口感染
 - 症状: 腹痛、水様便・血便。発熱は軽い。
 - [登園停止期間] 抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて2回の検便によって菌陰性が確認されるまで。(登園許可証必要)

- ◆急性出血性結膜炎
 - … [潜伏期間] 1日～3日間
 - [感染経路] 接触感染
 - 症状: 出血性結膜炎。目の充血や目やにがひどく、痛みもある。まぶたが腫れる。
 - [登園停止期間] 症状がなくなるまで。(登園許可証必要)

- ◆帯状疱疹
 - … [潜伏期間] 不定
 - [感染経路] 飛沫感染・接触感染・糞口感染
 - 症状: 小さな水泡が神経にそって出る。胎児期や1歳未満で水疱を経験した子どもに多い。
 - [登園停止期間] すべての発疹が乾くまで。(登園許可証必要)

- ◆ヘルペス性口内炎
 - … [潜伏期間] 3～7日間
 - [感染経路] 接触感染
 - 症状: 歯ぐきが腫れ、出血しやすく、口の中の痛みを伴う。発熱やよだれが出る。
 - [登園停止期間] 発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事が出来ること。

◆新型コロナ感染については随時、厚生労働省及び東京都・所管行政からの更新通知をお知らせ致します。

予防接種について



【定期予防接種】

予防接種を受けましたら、必ず職員に予防接種を受けた旨をお伝えくださいますようお願い致します。
また、予防接種後は自宅にて安静にしてお過ごしください。

新型コロナウイルス感染拡大防止について

- (1) 児童・保護者（同居の家族を含む）の皆様におかれましては、土日祝日を問わず毎日の体温測定を徹底し、ご家族の方も含めて発熱等の風邪症状（咳、鼻水、だるさなど）がある場合は、児童の登園を控えてください。保育施設における職員も同様の対応を行います。
- (2) PCR検査を受けることとなった場合は、必ず保育施設へご連絡をお願いいたします。
- (3) 保護者の皆様はマスクの着用にご協力をお願いいたします。
- (4) 児童の受け渡しにあたり、保護者との接触は最低限に抑えたいと考えます。園により状況が異なるため、詳細については園からのお知らせをご確認ください。また、在籍児童のご兄弟姉妹を施設内に入れることは可能な限り避けてください。
- (5) 風邪症状や発熱が続く場合や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、新型コロナウイルス感染症電話相談窓口等に相談をしてください。

新型コロナウイルス感染予防における園での対応

- (1) 施設内の換気、定期的消毒、手洗い・手指消毒を徹底する。
- (2) サーモグラフィカメラ等も活用し、児童、保護者、職員は毎日検温を実施する。ご家族の方も含めて発熱等ある場合は登園・出勤を自粛する。
- (3) 登降園時は、できる限り保護者等との接触を少なくする。
- (4) パーテーションでの仕切りや同一方向での食事、会話禁止等、食事の際の感染症対策を徹底する。
- (5) 職員は全員マスクを着用する。子どもは可能な範囲でマスクを着用する。
- (6) 行事の縮小又は中止を検討する。

薬の取り扱いについて



★与薬について★

- 基本的に薬は法律により保育園では飲ませてはならないことになっております。また、看護師の配置もない場合があります。その点をご理解の上、下記事項は固く守って下さいますようお願い致します。

風邪等で1日3回の内服が必要な場合は、自宅での静養をお願い致します。慢性疾患(アレルギー性疾患のように経過が長引く病気)や熱性けいれん等でやむを得ず、保育園の担当者が保護者に代わって薬を与えるよう依頼される場合は、個別に対応させていただきます。

しかし、実際は「ちょっと鼻水が出ていて体調崩しかけ」、「休むほどではないけれど内服をして体調を保っている」など、このような事も多いのではないのでしょうか。内服が必要な時は家庭で内服して頂きたい事に加え、何よりお子様が1日でも元気に過ごせるように「ご家庭でお薬を内服している事」や「機嫌が悪く体調が悪そうな事」など、その子のちょっとした変化を連絡ノートに記入して頂くと共に職員まで口頭でお知らせ下さい。保護者の方からの“ちょっとした情報”により、保育者がお子様のちょっとした変化を見逃さず体調不良に気づく事に繋がります。

お子様の体調不良は保護者の方のお仕事にも影響し、仕事と子育ての両立は本当に大変だと思います。

ご家族、ご親戚の方々にご子育ての分担をお願いし、お子様の何よりものお薬といわれる“安静”がとれ、より早く元気になれる事が1番です!!

※座薬の取り扱いは原則として行いません。

やむを得ない場合には(熱性けいれん等)医師の具体的な指示書を必要とさせていただき、その使用につきましては、その都度保護者の方に連絡をさせていただきます。

- ①薬は、お子様を診察した医師が処方し、調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りさせていただきます。
保護者の方の個人のご判断でご持参した薬に対しては対応できかねます。

- ②座薬の取り扱いは原則として行いません。
やむを得ない場合には(熱性けいれん等)医師の具体的な指示書を必要とさせていただき、その使用につきましては、その都度保護者の方に連絡をさせていただきます。



★ホクナリンテープの使用について★

ホクナリンテープに記名をし、上から×印に医療用のテープで止めて下さい。
登園の際、受け入れの職員に必ずその旨をお伝え下さい。
また、貼付して登園する際は、連絡ノートにも必ずご記入下さい。
誤食等による事故を防ぐためにも必ずお守りください。

※ ホクナリンテープは、皮膚から体に作用し、気管支を広げる薬剤です。
その都度医師から処方されたものをご使用下さい。

★健康診断を受けられたら・・・★

大変お手数ですが、母子手帳のコピーをその都度提出して下さい。



乳幼児突然死症候群 (SIDS) について

乳幼児突然死症候群とは、それまでの健康状態及び既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査及び解剖検査によってもその原因が固定されない、**1歳未満児**に多い病気で突然の死をもたらすことがあります。
保育園でも授乳や食後すぐの睡眠は顔を横向きにさせ、仰向きで寝かせたり、出来るだけ顔がうずくまらないよう硬めの布団で寝る、掛布団は脇の下にしっかりつけることなどの対応の他、全児を対象に、睡眠中は**5分**おきに呼吸チェックを行うなど予防に努めています。

意見書（医師記入）

保育園 園長あて

園児名 _____

_____ 年 月 日 生

（病名）（該当疾患に \blacktriangleright 点をお願いします。）

<input type="checkbox"/>	麻疹（はしか） ※
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ ※
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症 ※
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘（みずぼうそう）
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱（プール熱） ※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症（O157 O26 O111 等）
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、

_____ 年 月 日から登園可能と判断します。

_____ 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

※ 必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医のみなさまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者のみなさまへ

上記感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出してください。

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間 （発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症後5日経過し、かつ解熱後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（みずぼうそう）	発しん出現1～2日前から、痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出しなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としている。

登園届（保護者記入）

保育園 園長あて

園児名 _____

_____ 年 月 日 生

（病名）（該当疾患に \blacktriangleright 点をお願いします。）

<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑（りんご病）
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	RS ウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹 ⁵³
<input type="checkbox"/>	突発性発しん
<input type="checkbox"/>	※ヒトメタニューモウイルス
<input type="checkbox"/>	※アデノウイルス

※狛江市立保育園では、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルスと診断された場合にも
登園届の記入・提出をお願いしています。

（医療機関名） _____ （ _____ 年 月 日受診）において

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、

_____ 年 月 日から登園します。

_____ 年 月 日

保護者名 _____

※保護者のみなさまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水ほう・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水ほう・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが、数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	おう吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水ほう・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 <small>おとす</small>	水ほうを形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し、機嫌が良く、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
アデノウイルス	症状のある間	医師に集団生活が可能と認められるまで

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

薬連絡票

令和 年 月 日

東野川保育園みんなの家		保護者氏名	印
		子ども氏名	
依頼者	病院名	年 月 日	
	処方日	年 月 日	
	病名		
	薬の量	包	
	薬の内容	(例 風邪薬 ・ 抗生物質 等)	
	薬の剤型	粉 ・ 液 (シロップ)	
	服用時間	食前 ・ 食後 ・ 食間	
	受領者		
	投薬者		
	投薬時間	時 分	
	備考		

保育園での薬の取り扱いについて

お子様への投薬は、本来医師の指示に従い保護者の方が行うものです。保育園は原則として投薬は致しません。やむを得ない理由で、保護者の方が来園して投薬することができない時は、保育園の職員が保護者の方に代わって投薬いたします。その場合、誤飲等を防ぐ為、以下の事をお守り下さい。

- ① 薬は、お子様を診察した医師が処方し、調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りて頂きます。保護者の方の個人のご判断でご持参した薬、処方箋があるものでも下痢止め・解熱剤の投薬はできません。
- ② 誤飲等の防止の為「薬連絡票」に必要事項を記入し、印鑑を押して下さい。記入もれ、印鑑の押し忘れがある場合、投薬はできません。
- ③ 薬は必ず1回分をご持参下さい。また、薬にクラス、名前、投薬時間(食前または食後)を記入して下さい。
- ④ 「薬連絡票」1回分の薬1回分を職員に必ず手渡しして下さい。
- ⑤ 坐薬の取り扱いは原則として行いません。やむを得ない場合(熱性けいれん等)にはお預かりは致しますが、使用に関しては保護者の方に連絡をさせて頂き、保護者の方ご自身で投薬して頂きます。

氏名

月 日 時 分 投薬致しました。

投薬者

東野川保育園みんなの家

<かみつき・ひっかきについて>



1歳前後から身近な人や身の回りの物にも自分から関わられるようになります。お友だちが持っているものにも興味が広がり、物の取り合い等が増えてきます。お子様に頻繁に噛みつく、ひっかく等の症状がこの時期から3歳くらいまでみられます。保育園では最善の努力、注意をし、防止に努めておりますが、なにより保護者の方々のご協力がなければ根本の解決にはつながりません。長時間保育はお子様の疲労につながり、トラブルを多く発生させます。また、生活リズムをご家族全員で「保育園」に合わせて頂き、遅くとも午後9時には就寝するなど、早寝早起きの習慣に努めて頂き、園生活が楽しいものとなりますようご協力をお願い致します。

また、保護者からの要望により、噛みつきについて双方の保護者の方々に園児名をお伝えし、状況をご説明させて頂いております。ご家庭でもお子様ができるだけ休息をとれるようなライフスタイルに切り替えて頂き、保育園でも早い改善につながるように努力していけたらと考えています。

<防災・防犯訓練について>

防災訓練は毎月、防犯訓練は年2回実施しています。

また、地震や火災の発生状況により、一時避難場所、広域避難場所への避難を実施致します。

- ①避難場所………保育園 園庭
- ②一時避難場所…狛江第四中学校
- ③広域避難場所…多摩川河川敷

以上のように、①→②→③の順序で避難を行う計画です。

保護者の方が全員お子様を引き取りに来られるまでの間、保育を行っております。緊急時は速やかなお迎えをお願い致します。原則ご両親にしかお子様をお引き渡し致しません。

(避難訓練は火災、地震の想定で毎月実施しています。)また、災害時の備蓄も行っております。

<園児の保険について>

事故などに備えて全園児が保険に加入しております。

賠償責任保険の加入

損害保険ジャパン株式会社 TEL03-3349-5137

当保育所施設における設備構造上の欠陥あるいは管理上の不備、職員の指導誤り、および提供した食品や飲料に起因して、園児や保護者、その他の第三者の財物および身体への傷害によって生じた損害について、法律上負担すべき損害賠償金をお支払いします。

・対人賠償

1事故につき10億円限度〔内1名当たり10億円限度※1〕 ※1- 但し1事故において10億円を超える場合、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減した保険金となる。

・対物賠償

1事故につき1,000万円限度※2 ※2- 当保育所内でお預かり保管する財物に損害を与えた場合も含まれる。(100万円程度 但し紛失は除外)

傷害保険の加入

保育園の管理下中及び通園途上に生じた園児のケガについて補償いたします。

・園児傷害事故補償※3

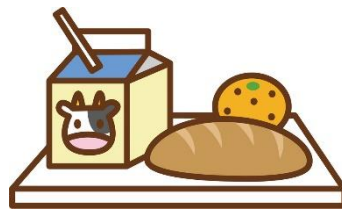
死亡補償金 120万円

入院日額 3,000円 通院日額 2,000円

後遺障害発生時の補償金限度額 120万円

※3- 事故発生から180日以内の死亡・後遺障害、180日以内の入院・通院が対象となります。通院時のお支払いは90日間が限度となります。

給食について



○当園では所属の栄養士が立てた献立をもとに調理し、給食をご提供しております。

★食材使用予定一覧表について★

新入園児については給食調理の参考の為、「食材使用予定一覧表」を提出していただきます。又、1歳～2歳児については基本的に普通食を提供させていただきます。ご心配な点がございましたらご相談下さい。（食材使用予定一覧表の提出は初回のみです。）

★離乳食について★

1. 離乳食の始まる0歳児については、毎月、月末に献立表をお渡し致します。必ず毎月使用する食材を献立表チェックにチェックして頂き前月28日までに提出いただきます。離乳食の保育園での給食の提供は2回食になってからとなります。
2. ご家庭で食べた事がない食材は給食では提供しておりません。お子様がみんなと同じ給食が食べられるよう毎月の献立表をご確認のうえ、食材をご覧頂き、献立チェック表をチェックしてください。また、ご家庭で食べたことのない食材がありましたら食材使用日までにご家庭で食べさせて頂き、保育園にお知らせください。また異常等がございましたら保育園にお知らせ下さい。

★食物アレルギーのあるお子様について★

保育園の所定書類を全て記入して頂いた上で、食物アレルギーは卵、牛乳・乳製品、小麦のアレルゲンに限り除去食・代替食の対応を行います。それ以外の食物アレルギーを持つお子さん、多種類の食物アレルギーを併せ持つお子さんについてはお弁当を持参して頂きますのでご了承下さい。詳しくは別途書類を配布しますのでお申し出ください。

※年度途中でアレルギー症状が発症した場合医療機関の受診をし、原因が判明するまで給食対応は出来ません。全てのメニューをお弁当を持参して頂きます様お願いします。





近隣の方のご協力があって運営できる保育園です。近隣の方にくれぐれもご迷惑とならないよう、十分ご注意頂きますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

★大切なお願い★

お迎えの時間帯は、どのお子様も保護者のお迎えを待ちわびています。お迎えに来られた保護者は、まだお迎えが来ていない子どもたちにとってはとてもうらやましいものです。そのため、お迎えの際の対応は他の園児の気持ちに配慮し、静かに短時間で対応させて頂きたいと存じます。保育士へのご連絡は、出来るだけ連絡帳を活用していただきますようお願い申し上げます。

お子様のためにもすみやかに帰宅し、翌日の園生活を快適に過ごすことが出来るよう配慮ください。

★遅刻・欠席の連絡★

給食、保育の準備がございますので、遅刻、欠席をされますお子様は朝9時までに必ずご連絡ください。また、朝のお仕度などもありますので、9時15分に朝の会が開始できますよう登園して下さい。

活動の途中での登園は、他のお子様の活動の妨げになってしまいますのでご協力下さい。

★お迎えについて★

お迎えに来られましたら必ずインターホンを鳴らし（正面を向いてインターホンの前にお立ち下さい。お顔を確認させて頂きます。）お名前をお申し出ください。

前の方が待っていらしても必ずインターホンを押して下さい。

お顔と名前を確認させて頂きますと共にお迎え時間が記録されます。

お迎えに来られる方、お迎え時間に変更がある場合は必ず事前にご連絡下さい。

《保育について》

★衣服★

お子様が一人で着脱しやすく、動きやすい伸縮性のあるものをご準備下さい。

フード付きや後ろにボタンなどがある服、スカート・ワンピース・チュニック・ジーンズなどは控えて下さい。





保育内容に関する相談・苦情

☆保育サービス内容の苦情・トラブルに対応、第三者による適切な評価により、質の高い保育サービス水準を目指します。

保護者の方や園に通っていない方でも、保育内容などに関して気になること、また不安や悩みなど、ご意見やご要望などございましたら、いつでもお気軽にお声かけください。

それらをもとに、ともにより良い保育園づくりを心がけていきたいと思ひます。

東野川保育園みんなの家苦情連絡先

相談・苦情受付担当者 : 片野 恭子 (施設長)

相談・苦情解決責任者 : 清水 弥生 (理事長)

第三者委員 : 大内 倫彦 (弁護士) 他2名

◆行政相談窓口 : 狛江市役所

狛江市子ども家庭部児童育成課幼児教育・保育係

◆都道府県運営適正化委員会の紹介

本事業者で解決できない苦情は、社会福祉法人狛江社会福祉協議会内のあんしん狛江 (福祉サービス利用者支援室) 【連絡先:03-3488-5603 (直通)】に申し立てることができます。

連絡先 : 03-3430-8778

連絡先 : 090-6181-4101

連絡先 : 03-3434-2776
あたご法律事務所

連絡先 : 03-3430-1111
FAX : 03-3430-6870

保育内容に関する指導

☆第三者評価 (平成27、30年、令和3年度受審)

☆利用者様からの職員・保育内容についての評価書を提出していただきます。



改善内容

☆評価・苦情内容は職員会議にて周知し、ホームページにて改善方法を開示、保育の資質向上に努めております。

災害時に関して

◆保育時間中に大きな災害・地震など発生し危険を感じた場合の市から避難勧告が出た場合は園児の安全確保を最優先とし、避難場所「狛江第四中学校」(園の地図参照)へ避難します。その後は避難所指示により待機または移動となります。

保護者の方におかれましては、出来る限り早急に避難場所までお子様を引き取りにお願い致します。

送迎時の安全管理

近隣の方のご協力があって、保育園は成り立っています。そのためには近隣の方のご迷惑とならないよう、十分注意していかねばなりません。

過去にも「保育園の前に車が停まっていた通れない」「自分の敷地内に送迎の車が勝手に停まっている」といった近隣の方の苦情が入っております。園の職員だけでなく、保護者の方々のご協力が必要です。

「少しの時間なら・・・」「一人だけなら・・・」といった考えが、思ってもみなかったトラブルや事故につながっていきます。

ご理解の上、交通ルールや約束事をしっかりと守っていただきますようお願いいたします。

車での送迎について

- ・車での送迎は原則禁止です。路上駐車や他人の駐車場に勝手に駐車することはおやめ下さい。
- ・やむを得ず車で送迎をしたい場合は、連絡をして理由を伝えていただき、園の了解を取ってからにしてください。
- ・園の前にタクシーを長時間停めることも近隣の方のご迷惑となりますのでおやめ下さい。

自転車での登降園について

- ・お子様一人で乗る自転車・ストライダー等は危険ですのでおやめ下さい。
- ・自転車にお子様を乗せる時は安全のためにもヘルメットを被りましょう。
- ※実際にヘルメットを被っておらず、車と接触してケガをしたお子様がいます。
- ・自転車の座席以外のところにお子様を乗せるのはとても危険です。座席に座り、シートベルトもしっかりと締めましょう。
- ・路上に自転車やベビーカーを駐車しますと、ご近所の方のご迷惑となりますので必ず指定の場所に置いてください。



送迎時のお願い

- ・お子様を責任持ってお預かりするため、送迎時のお子様の安全確保は厳重に行います。
- ・送迎者の変更がある場合には、身内であっても事前にご連絡ください。事前連絡なしのお迎えは保護者の方に確認ができるまでお子様をお引渡しできませんのでご了承下さい。
- ・お迎えの方がご両親以外の方になりますと、その都度身分証のご提示をお願いしておりますので、お迎えに来られる方の名前、間柄をお知らせ下さい。
- ・小学生や中学生、20歳未満の方の送迎はお断りします。



入園時提出書類

- ・児童票
- ・家庭状況
- ・生活状況
- ・食材使用予定一覧表
- ・緊急連絡票
- ・延長保育申請書
- ・災害時引渡確認
- ・お子様の写真
- ・家族写真(スナップ)
- ・写真掲載同意書

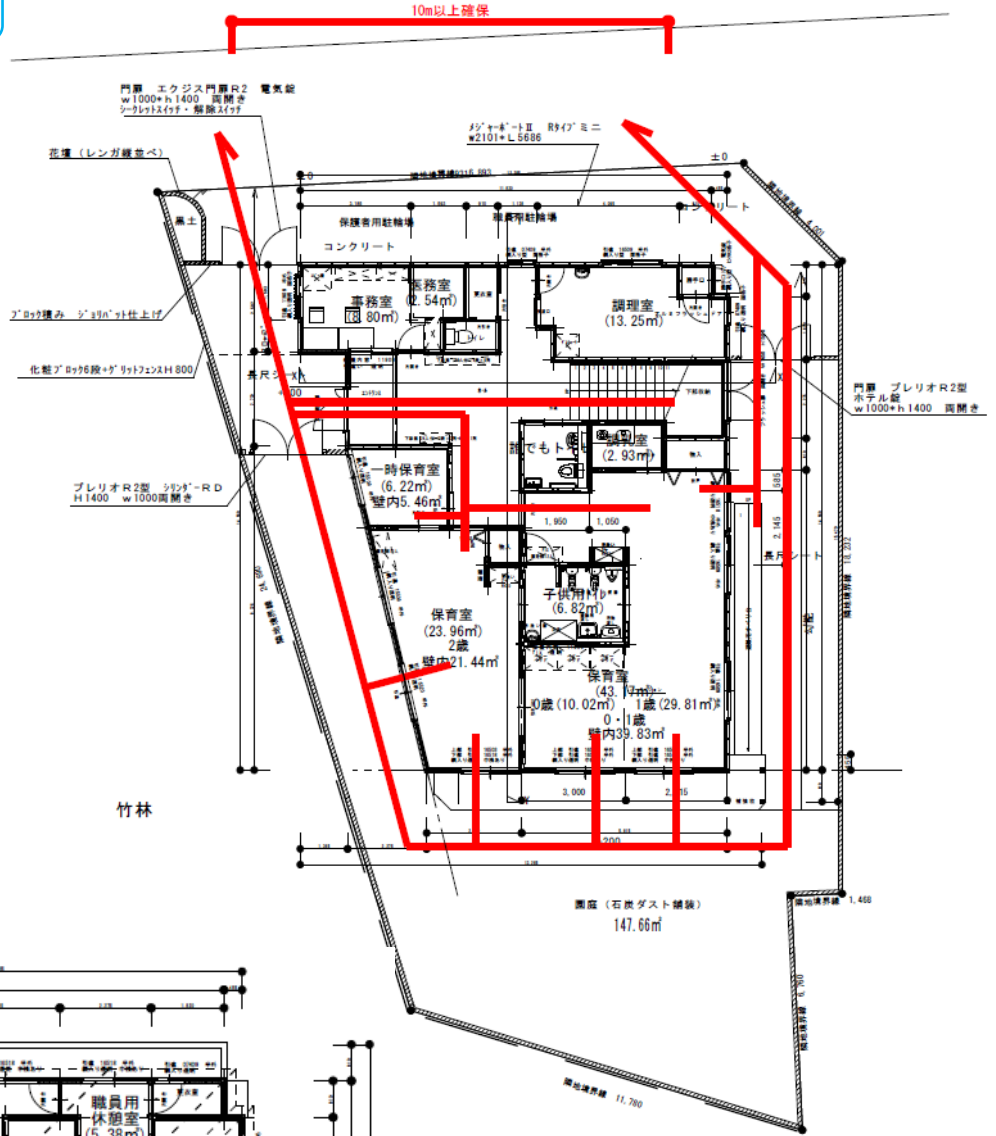
○アレルギーの方は医師の指示書、他当園指定の様式書類

○保険証・乳児医療証・母子手帳(検診欄)の各コピー・予防接種控え写し

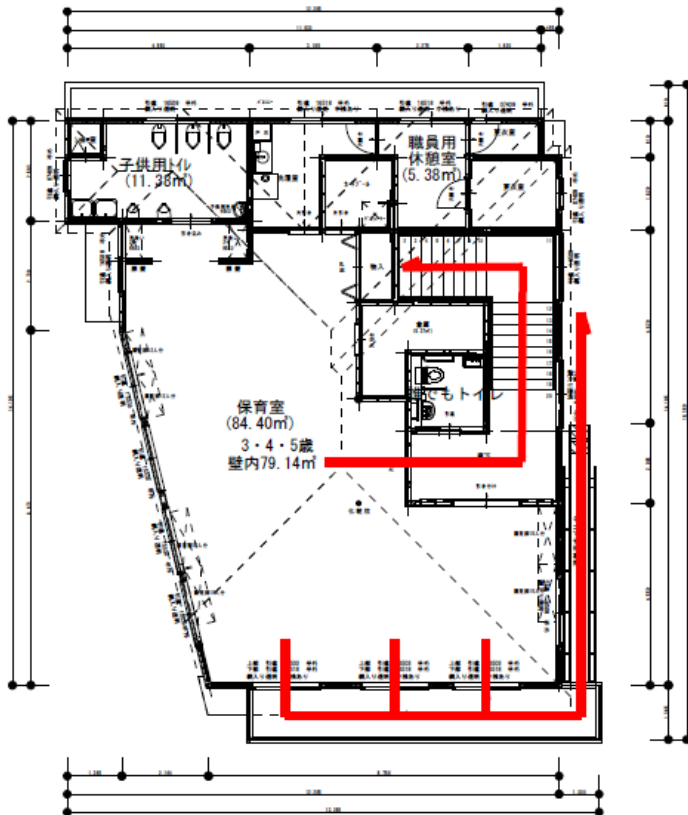


見取図

【1階】



【2階】



避難経路
 ※保護者の方が園内にいらっしゃる時に避難が必要な状況が起きてしまいましたら、この避難経路にて避難頂くようお願い致します。

案内図

〒201-0002
東京都狛江市東野川四丁目9番7号

◆小田急線喜多見駅より徒歩14分◆

【広域地図】



【園近隣地図】





東野川保育園みんなの家 ホームページ

<http://jyunseikihakukai.com/HPhigashinogawa/>